

新	旧	備考
既振出手形に係る満期不払後の手形買取等について 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00041 沿革 平成26年9月24日 一部改正	既振出手形に係る満期不払後の手形買取等について 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00041 沿革 (略)	
既に同一振出人によって振り出され、又は同一買取銀行（原則として各営業店を一買取銀行とみなす。以下同じ。）によって買い取られた同一支払人あての荷為替手形（以下「既振出手形」という。）について、当該荷為替手形の振出時に定められた満期（以下「原満期」という。）に支払いを受けることができなかった場合において、当該原満期経過後に同一振出人により振り出され、又は同一買取銀行によって買い取られた同一支払人あての荷為替手形（以下「原満期経過後振出手形」という。）について生じた債務不履行による保険事故（原則として、原満期経過後振出手形の振出し又は買取り前に既振出手形について支払いを受けている場合の保険事故を除く。以下同じ。）に係る保険金の査定については、次のとおり取り扱う。	既に同一振出人によって振り出され、又は同一買取銀行（原則として各営業店を一買取銀行とみなす。以下同じ。）によって買い取られた同一支払人あての荷為替手形（以下「既振出手形」という。）について、当該荷為替手形の振出時に定められた満期（以下「原満期」という。）に支払いを受けることができなかった場合において、当該原満期経過後に同一振出人により振り出され、又は同一買取銀行によって買い取られた同一支払人あての荷為替手形（以下「原満期経過後振出手形」という。）について生じた債務不履行による保険事故（原則として、原満期経過後振出手形の振出し又は買取り前に既振出手形について支払いを受けている場合の保険事故を除く。以下同じ。）に係る保険金の査定については、次のとおり取り扱う。	
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)	
第 2 条 原満期経過後振出手形について生じた保険事故について、日本貿易保険は、次のいずれかに該当する場合を除き当該保険事故に係る損失をてん補する責めに任ぜず又は銀行に対しそ求権の行使に努めるよう求めるものとする。 一 次のいずれかに該当することにより、振出人又は買取銀行が原満期経過後振出手形の振出し（銀行に当該荷為替手形の買取りを依頼することをいう。以下同じ。）又は買取りの際に既振出手形について原満期において支払いを受けることができなかったことを知ることができなかったと認められる場合	第 2 条 原満期経過後振出手形について生じた保険事故について、日本貿易保険は、次のいずれかに該当する場合を除き当該保険事故に係る損失をてん補する責めに任ぜず又は銀行に対しそ求権の行使に努めるよう求めるものとする。 一 次のいずれかに該当することにより、振出人又は買取銀行が原満期経過後振出手形の振出し（銀行に当該荷為替手形の買取りを依頼することをいう。以下同じ。）又は買取りの際に既振出手形について原満期において支払いを受けることができなかったことを知ることができなかったと認められる場合	

新	旧	備考
イ 既振出手形及び原満期経過後振出手形の振出人が同一である場合において、原満期経過後振出手形の振出しの日が、当該既振出手形の原満期の日の翌日から起算して取立銀行又は仕向国における代理店等から振出人までの連絡に通常要する期間（原則として2週間とする。ただし、2週間を超える期間となることが明らかである場合にはこの限りでない。以下同じ。）の経過前にあるとき。 ロ 既振出手形及び原満期経過後振出手形の買取銀行が同一である場合において、原満期経過後振出手形の買取日が、当該既振出手形の原満期の日の翌日から起算して取立銀行から買取銀行までの連絡に通常要する期間の経過前にあるとき。 二 前号に掲げる場合のほか、当該既振出手形及び原満期経過後振出手形に係る支払人の商取引の実態として債務履行遅滞が常態化しており、次のいずれかに該当することにより、振出人又は買取銀行が既振出手形について原満期において支払を受けることができなかったことが支払人の信用状態の悪化によるものであるとは認められず原満期経過後振出手形を振り出し、又は買い取ったと認められる場合 イ 既振出手形及び原満期経過後振出手形の振出人が同一である場合において、原満期経過後振出手形の振出日が、当該既振出手形の原満期の翌日から起算して原満期経過後振出手形の振出し前に決済された既振出手形について原満期経過後に支払いを受け、取立銀行又は入金銀行からその旨の通知を受けるまでに要した期間（原満期経過後に支払いをうけた荷為替手形が複数である場合にあっては、そのうち最長の期間とする。ただし、原則として、当該原満期経過後振出手形の振出し又は買取りの日から起算して2年以内のものに限る。）または3週間のいずれか短い方の期間（以下「一般的債務履行遅滞期間」という。）の経過前であるとき。 ロ 既振出手形及び原満期経過後振出手形の買取銀行が同一である場合において、原満期経過後振出手形の買取日が、一般的債務履行遅滞期間の経過前であるとき。 三 既振出手形について原満期において支払を受けることができなかったことにつき、支払人の責めに帰すべき事由がなく、原満期経過後振出手形の振出し又は買取りの時点において当該支払人の資金繰りが悪化していなかったことが明らかである場合	イ 既振出手形及び原満期経過後振出手形の振出人が同一である場合において、原満期経過後振出手形の振出しの日が、当該既振出手形の原満期の日の翌日から起算して取立銀行又は仕向国における代理店等から振出人までの連絡に通常要する期間（原則として2週間とする。ただし、2週間を超える期間となることが明らかである場合にはこの限りでない。以下同じ。）の経過前にあるとき。 ロ 既振出手形及び原満期経過後振出手形の買取銀行が同一である場合において、原満期経過後振出手形の買取日が、当該既振出手形の原満期の日の翌日から起算して取立銀行から買取銀行までの連絡に通常要する期間の経過前にあるとき。 二 前号に掲げる場合のほか、当該既振出手形及び原満期経過後振出手形に係る支払人の商取引の実態として債務履行遅滞が常態化しており、次のいずれかに該当することにより、振出人又は買取銀行が既振出手形について原満期において支払を受けることができなかったことが支払人の信用状態の悪化によるものであるとは認められず原満期経過後振出手形を振り出し、又は買い取ったと認められる場合 イ 既振出手形及び原満期経過後振出手形の振出人が同一である場合において、原満期経過後振出手形の振出日が、当該既振出手形の原満期の翌日から起算して原満期経過後振出手形の振出し前に決済された既振出手形について原満期経過後に支払いを受け、取立銀行又は入金銀行からその旨の通知を受けるまでに要した期間（原満期経過後に支払いをうけた荷為替手形が複数である場合にあっては、そのうち最長の期間とする。ただし、原則として、当該原満期経過後振出手形の振出し又は買取りの日から起算して2年以内のものに限る。）または3週間のいずれか短かい方の期間（以下「一般的債務履行遅滞期間」という。）の経過前であるとき。 ロ 既振出手形及び原満期経過後振出手形の買取銀行が同一である場合において、原満期経過後振出手形の買取日が、一般的債務履行遅滞期間の経過前であるとき。 三 既振出手形について原満期において支払を受けることができなかったことにつき、支払人の責めに帰すべき事由がなく、原満期経過後振出手形の振出し又は買取りの時点において当該支払人の資金繰りが悪化していなかったことが明らかである場合	

新	旧	備考
第3条（略）	第3条（略）	
解説 第1項～第2項第1号（略）	解説 第1項～第2項第1号（略）	
二 規程前文について イ 規程前文においては、実質的にいわゆる over-due の定義を行なっている。すなわち、i)同一振出人によって振り出された同一支払人あての荷為替手形が原満期に支払いを受けることができなかった場合に、当該原満期の後に同一振出人によって振り出された同一支払人あての荷為替手形について生じた債務不履行による保険事故、又はii)同一買取銀行によって買い取られた同一支払人あての荷為替手形について原満期に支払いを受けることができなかった場合に、当該原満期の後に同一買取銀行によって買い取られた同一支払人あての荷為替手形について生じた債務不履行による保険事故が over-due の実質的内容である。 ロ 同一買取銀行については、括弧書きにより、原則として各営業店を一買取銀行とみなすこととしている。すなわち同じA銀行の支店であっても甲営業店、及び乙営業店はそれぞれ別の独立した銀行とみなされるわけである。したがって、甲営業店買取りの荷為替手形が原満期不払となった後にその同一支払人あて荷為替手形を乙営業店が買い取りこれについて保険事故が発生しても、乙営業店について同じA銀行の営業店であるからといって over-due の責任を問うということはないわけである。 これは、現在の銀行の外為業務の実態からみて、営業店間の情報交換が行なわれておらず、各営業店は他営業店買取りの荷為替手形についての不払いの状況を知り得る体制にないことを考慮したものである。「原則として」の意味は、外為業務の中央集中管理体制の整備により、各営業店買取りの荷為替手形の決済状況を他の営業店において知り得るようになった場合等を考慮し、かかる場合においては、営業店単位でなく、銀行単位（被保険者単位）でこの基準を適用するという主旨である。 なお、振出人について営業店単位の取扱いとしなかったのは、振出人（輸出者）は、銀行に比べて営業店の数も限られており、かつ同一支払人あての取引がいくつかの営業店において同時併行的に行な	二 規程前文について イ 規程前文においては、実質的にいわゆる over-due の定義を行なっている。すなわち、i)同一振出人によって振り出された同一支払人あての荷為替手形が原満期に支払いを受けることができなかった場合に、当該原満期の後に同一振出人によって振り出された同一支払人あての荷為替手形について生じた債務不履行による保険事故、又はii)同一買取銀行によって買い取られた同一支払人あての荷為替手形について原満期に支払いを受けることができなかった場合に、当該原満期の後に同一買取銀行によって買い取られた同一支払人あての荷為替手形について生じた債務不履行による保険事故が over-due の実質的内容である。 ロ 同一買取銀行については、括弧書きにより、原則として各営業店を一買取銀行とみなすこととしている。すなわち同じA銀行の支店であっても甲営業店、及び乙営業店はそれぞれ別の独立した銀行とみなされるわけである。したがって、甲営業店買取りの荷為替手形が原満期不払となった後にその同一支払人あて荷為替手形を乙営業店が買い取りこれについて保険事故が発生しても、乙営業店について同じA銀行の営業店であるからといって over-due の責任を問うということはないわけである。 これは、現在の銀行の外為業務の実態からみて、営業店間の情報交換が行なわれておらず、各営業店は他営業店買取りの荷為替手形についての不払いの状況を知り得る体制にないことを考慮したものである。「原則として」の意味は、外為業務の中央集中管理体制の整備により、各営業店買取りの荷為替手形の決済状況を他の営業店において知り得るようになった場合等を考慮し、かかる場合においては、営業店単位でなく、銀行単位（被保険者単位）でこの基準を適用するという主旨である。 なお、振出人について営業店単位の取扱いとしなかったのは、振出人（輸出者）は、銀行に比べて営業店の数も限られており、かつ同一支払人あての取引がいくつかの営業店において同時併行的に行な	

新	旧	備考
われる場合がほとんどないと考えられたからである。 ハ 本規程においては、over-due の起算点として、当該荷為替手形の振出時に定められた満期を用いており、これを原満期と称している。その具体的内容は後に詳述するが、<u>輸出手形保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）</u>上の満期と異なる原満期を用いた理由は、over-due の問題は危険発生後の荷為替手形振出し又は買取りの問題であり、この意味で原満期における不払いが支払人の信用状態の悪化―危険の発生―の時点とみられるからである。 ニ over-due が問われるのは、原満期経過後振出手形について生じた「債務不履行による」保険事故であることとしているのは、この問題があくまで信用危険についての問題であり、原満期経過後振出手形について生じた保険事故が非常危険（たとえば外貨送金遅延等）によるものであれば、over-due の観点から問題とするべきでないからである。 ホ 括弧書きにより「原則として、原満期経過後振出手形の振出し又は買取り前に既振出手形について支払を受けている場合の保険事故を除く。」としているのは、過去において既振出手形について原満期不払いの事実があったとしても、その後新たな手形（原満期経過後振出手形）の振出し前に当該既振出手形の決済が終了している場合（すなわち支払人の信用状態が回復した場合）には over-due として問題にしないという意味である。「原則として」とした意味はこのような場合においても支払人の信用状態が依然として悪化していることが明らかな場合には問題となることがありうるということである。	われる場合がほとんどないと考えられたからである。 ハ 本規程においては、over-due の起算点として、当該荷為替手形の振出時に定められた満期を用いており、これを原満期と称している。その具体的内容は後に詳述するが、約款上の満期と異なる原満期を用いた理由は、over-due の問題は危険発生後の荷為替手形振出し又は買取りの問題であり、この意味で原満期における不払いが支払人の信用状態の悪化―危険の発生―の時点とみられるからである。 ニ over-due が問われるのは、原満期経過後振出手形について生じた「債務不履行による」保険事故であることとしているのは、この問題があくまで信用危険についての問題であり、原満期経過後振出手形について生じた保険事故が非常危険（たとえば外貨送金遅延等）によるものであれば、over-due の観点から問題とするべきでないからである。 ホ 括弧書きにより「原則として、原満期経過後振出手形の振出し又は買取り前に既振出手形について支払を受けている場合の保険事故を除く。」としているのは、過去において既振出手形について原満期不払いの事実があったとしても、その後新たな手形（原満期経過後振出手形）の振出し前に当該既振出手形の決済が終了している場合（すなわち支払人の信用状態が回復した場合）には over-due として問題にしないという意味である。「原則として」とした意味はこのような場合においても支払人の信用状態が依然として悪化していることが明らかな場合には問題となることがありうるということである。	
第 2 項第 3 号～第 4 号（略）	第 2 項第 3 号～第 4 号（略）	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u>	附 則（略）	